

第1章 道路交通の安全についての施策

第1節 道路交通環境の整備

道路交通環境の整備については、これまでも警察庁や国土交通省等の関係機関が連携し、幹線道路と生活道路の両面で対策を推進してきたところであり、いずれの道路においても一定の事故抑止効果が確認されている。

しかし、我が国の歩行中・自転車乗用中の死者数の割合は主な欧米諸国と比較して約2～3倍となっているなど、歩行者や自転車が多く通行する生活道路における安全対策をより一層推進する必要がある。このため、今後の道路交通環境の整備に当たっては、自動車交通を担う幹線道路等と歩行者中心の「暮らしのみち」（生活道路）の機能分化を進め、暮らしのみちの安全の推進に取り組むこととする。

また、少子高齢化が一層進展する中で、子供を事故から守り、高齢者や障害者が安全にかつ安心して外出できる交通社会の形成を図る観点から、安全・安心な歩行空間が確保された人優先の道路交通環境整備の強化を図っていくものとする。

そのほか、道路交通の円滑化を図ることによる交通安全の推進に資するため、道路利用の仕方に工夫を求め、輸送効率の向上や交通量の時間的・空間的平準化を図る交通需要マネジメント（TDM[※]）施策を総合的に推進するとともに、最

先端のIT等を用いて、人と道路と車とを一体のシステムとして構築し、安全性、輸送効率及び快適性の向上を実現するとともに、渋滞の軽減等の交通の円滑化を通じて環境保全に寄与することを目的とした高度道路交通システム（ITS）の開発・普及等を推進する。

高速道路における逆走防止対策を一層推進する。

- 1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
- 2 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化
- 3 幹線道路における交通安全対策の推進
- 4 交通安全施設等整備事業の推進
- 5 歩行空間のユニバーサルデザイン化
- 6 無電柱化の推進
- 7 効果的な交通規制の推進
- 8 自転車利用環境の総合的整備
- 9 高度道路交通システムの活用
- 10 交通需要マネジメントの推進
- 11 災害に備えた道路交通環境の整備
- 12 総合的な駐車対策の推進
- 13 道路交通情報の充実
- 14 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

第2節 交通安全思想の普及徹底

交通安全教育は、自他の生命尊重という理念の下に、交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全意識と交通マナーの向上に努め、相手の立場を尊重し、他の人々や地域の安全にも貢献できる良き社会人を育成する上で、重要な意義を有している。交通安全意識を向上させ交通マナーを身に付けるためには、人間の成長過程に合わせ、生涯にわたる学習を促進して国民一人一人が交通安

全の確保を自らの課題として捉えるよう意識の改革を促すことが重要である。また、人優先の交通安全思想の下、高齢者、障害者等の交通弱者に関する知識や思いやりの心を育むとともに、交通事故被害者等の痛みを思いやり、交通事故を起こさない意識を育てることが重要である。

このため、交通安全教育指針（平10国家公安委員会告示15）等を活用し、幼児から成人に至るま

※TDM：Transportation Demand Management

で、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を行うとともに、高齢化が進展する中で、高齢者自身の交通安全意識の向上を図るほか、他の世代に対しても高齢者の特性を知り、その上で高齢者を保護し、また、高齢者に配慮する意識を高めるための啓発指導を強化する。さらに、自転車を使用することが多い小学生、中学生及び高校生に対しては、交通社会の一員であることを考慮し、自転車利用に関する道路交通の基礎知識、交通安全意識及び交通マナーに係る教育を充実させる。

学校においては、学習指導要領等に基づく関連教科、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動など、教育活動全体を通じて計画的かつ組織的に実施するよう努めるとともに、学校保健安全法（昭33法56）に基づき策定することとなっている学校安全計画により、児童生徒等に対し、通学を含めた学校生活及びその他の日常生活における安全に関して、自転車の利用に係るものを含めた指導を実施する。障害のある児童生徒等については、その障害の特性等を踏まえ、交通安全に関する指導を行うよう配慮する。

交通安全教育・普及啓発活動を行うに当たっては、参加・体験・実践型の教育方法を積極的に取り入れ、教材の充実を図りインターネットを活用した実施主体間の相互利用を促進するなどして、国民が自ら納得して安全な交通行動を実践するこ

とができるよう、必要な情報を分かりやすく提供することに努める。

交通安全教育・普及啓発活動については、国、地方公共団体、警察、学校、関係民間団体、地域社会、企業及び家庭がそれぞれの特性を生かし、互いに連携をとりながら地域ぐるみの活動が推進されるよう促す。特に交通安全教育・普及啓発活動に当たる地方公共団体職員や教職員の指導力の向上を図るとともに、地域における民間の指導者を育成することなどにより、地域の実情に即した自主的な活動を促進する。

また、地域ぐるみの交通安全教育・普及啓発活動を効果的に推進するため、高齢者を中心に、子供、親の3世代が交通安全をテーマに交流する世代間交流の促進に努める。

さらに、交通安全教育・普及啓発活動の効果について、評価・効果予測手法を充実させ、検証・評価を行うことにより、効果的な実施に努めるとともに、交通安全教育・普及啓発活動の意義、重要性等について関係者の意識が深まるよう努める。

- 1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
- 2 効果的な交通安全教育の推進
- 3 交通安全に関する普及啓発活動の推進
- 4 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進
- 5 住民の参加・協働の推進

第3節 安全運転の確保

安全運転を確保するためには、運転者の能力や資質の向上を図ることが必要であるため、運転者のみならず、これから運転免許を取得しようとする者までを含めた運転者教育等の充実を努める。特に、今後大幅に増加することが予想される高齢運転者に対する教育等の充実を図る。

また、運転者に対して、運転者教育、安全運転管理者による指導、その他広報啓発等により、横断歩道においては歩行者が優先であることを含め、高齢者や障害者、子供を始めとする歩行者や自転車に対する保護意識の高揚を図る。

さらに、平成29年3月12日に施行された「道路

交通法の一部を改正する法律」（平27法40）の円滑な運用を図るなどし、高齢運転者対策を推進し、交通事故の更なる抑止を図る。

今後の自動車運送事業の変化を見据え、企業・事業所等が交通安全に果たすべき役割と責任を重視し、企業・事業所等の自主的な安全運転管理対策の推進及び安全対策の充実を図るとともに、関係機関とも連携の上、交通労働災害防止のためのガイドラインの普及等を図るための取組を進める。加えて、全国交通安全運動や年末年始の輸送等安全総点検なども活用し、安全対策を推進する。

貸切バスの安全・安心な運行の確保を図るため、

軽井沢スキーバス事故を踏まえてとりまとめた85項目に及ぶ「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」を着実に実施する。

また、「事業用自動車総合安全プラン2020」に基づく安全対策の推進等により、事業用自動車の安全な運行の確保を図る。

また、事業者が社内一丸となった安全管理体制を構築・改善し、国がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント制度については、運輸審議会答申（平成29年7月）を踏まえて事業者の取組の深化を促進するとともに運輸安全マネジメント評価を充実強化する。また、33年度までにすべての貸切バス事業者の安全管理体制を確認することとしており、30年度においても重点的に貸切バス事業者への評価を行う。

さらに、道路交通安全に影響を及ぼす自然現象等に関する適時・適切な情報提供を実施するため、IT等を活用しつつ、道路交通に関連する総合的な情報提供の充実を図る。

道路交通に影響を及ぼす自然現象について、平成30年度においては、これまでに実施していた施策に加え、次の施策を実施する。

平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震による甚大な津波被害を踏まえて改善した津波警報等の運用を確実にを行い、迅速かつ的確な津波警報等の発表に努めるとともに、津波警報等の内容について、周知・広報を図る。また、緊急地震速報について、周知・広報の取組を推進するとともに、より一層の精度向上を図る。火山については、全国111の活火山において、火山活動の監視・評価の結果に基づき噴火警報等及び降灰予報の的確な発表に努める。また、平常時からの火山防災協議会における避難計画の共同検討を通じて、噴火時等の「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を5段階で示した噴火警戒レベルの設定や改善を推進する。

- 1 運転者教育等の充実
- 2 運転免許制度の改善
- 3 安全運転管理の推進
- 4 自動車運送事業者の安全対策の充実
- 5 交通労働災害の防止等
- 6 道路交通に関連する情報の充実

第4節 車両の安全性の確保

近年、交通事故死者数は減少傾向にあるものの、平成29年中には3,694人が亡くなるなど、依然として多くの命が交通事故で失われている。第10次交通安全基本計画（計画年度：平成28～32年度）においては、32年までに交通事故死者数を2,500人以下とする目標が設定されている。この交通事故削減目標の達成に向けて、「安全基準等の拡充・強化」、「先進安全自動車（ASV）推進計画」、「自動車アセスメント」の3つの施策を有機的に連携させ、車両安全対策の推進に取り組む。

高齢運転者の交通事故防止の観点から、衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車（サポカーS）等の普及を図る。

さらに、自動車を使用される段階においては、自動車にはブレーキ・パッド、タイヤ等走行に伴い摩耗・劣化する部品や、ブレーキ・オイル、ベルト等のゴム部品等走行しなくても時間の経過と

ともに劣化する部品等が多く使用されており、適切な保守管理を行わなければ、不具合に起因する事故等の可能性が大きくなることから、自動車の適切な保守管理を推進する必要がある。このため自動車使用者による点検整備を引き続き推進するとともに、大型車に対してスペアタイヤ等の定期点検を新たに義務づける。

自動車の保守管理は、一義的には、自動車使用者の責任の下になされるべきであるが、自動車は、交通事故等により運転者自身の生命、身体のみでなく、第三者の生命、身体にも影響を与える危険性を内包しているため、自動車検査により、各車両の安全性の確保を図る。

また、より確実な自動車検査の実施を行うため、ICT化された自動車検査情報の活用等、検査の高度化を進める。

「適切な完成検査を確保するためのタスクフォー

ス」の中間とりまとめを踏まえ、型式指定車の完成検査の確実な実施とその不正の防止等のため対策を推進する。

また、自動車のリコールの迅速かつ着実な実施のため、自動車メーカー等及びユーザーからの情報収集に努め、自動車メーカー等のリコール業務について監査等の際に確認・指導するとともに、安全・環境性に疑義のある自動車については独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所において現車確認等による技術的検証を行う。

さらに、自動車メーカーの垣根を越えた装置の共通化・モジュール化が進む中、複数の自動車メーカーによる大規模なリコールが行われていることから、装置メーカー等からの情報収集体制の強化を図る。

また、自転車の安全性を確保するため、関係団

体が実施している自転車の安全性向上を目的とする各種マーク制度（BAAマーク、幼児2人同乗基準適合車マーク、SBAAマーク、SGマーク、JISマーク）の普及に努めるとともに、近年、歩行者との交通事故等自転車の利用者が加害者となる交通事故が発生していることに鑑み、こうした賠償責任を負った際の支払原資を担保し、被害者の救済の十全を図るため、損害賠償責任保険等への加入を促進する。

- 1 車両の安全性に関する基準等の改善の推進
- 2 自動車アセスメント情報の提供等
- 3 自動車の検査及び点検整備の充実
- 4 リコール制度の充実・強化
- 5 自転車の安全性の確保

第5節 道路交通秩序の維持

交通ルール無視による交通事故を防止するためには、交通指導取締り、交通事故事件捜査、暴走族取締り等を通じ、道路交通秩序の維持を図る必要がある。

このため、交通事故実態の分析結果等に基づき、死亡事故等重大事故に直結する悪質性・危険性の高い違反及び迷惑性が高く地域住民からの取締り要望の多い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進する。

また、パトカー等による警戒活動や通学時間帯、薄暮時間帯における街頭活動を推進するほか、交通事故抑止対策について国民の理解を深めるため、取締りの方針や効果の情報発信に努めるなど、交通事故抑止に資する取組を推進する。

さらに、生活道路や通学路等の取締りスペースの確保が困難な場所や警察官の配置が困難な深夜等の時間帯において速度取締りが行えるよう、整備を推進している可搬式速度違反自動取締装置について、全国的な整備拡充を図る。

加えて、事故原因の徹底究明を求める国民の意識の高まり等を踏まえ、適正かつ緻密な交通事故事件捜査を推進するため、捜査体制及び装備資機材等の充実強化を図る。また、交通事故事件等の

捜査においては、初動捜査の段階から自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平25法86）第2条若しくは第3条（危険運転致死傷罪）又は第4条（過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪）の立件も視野に入れた捜査の徹底を図る。

このほか、暴走族等対策を強力に推進するため、関係機関・団体が連携し、地域ぐるみでの暴走族追放気運の高揚に努め、暴走行為をさせない環境づくりを推進するとともに、取締り体制及び装備資機材の充実強化を図る。

- 1 交通指導取締りの強化等
- 2 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進
- 3 暴走族等対策の推進

第6節 救助・救急活動の充実

交通事故による負傷者の救命を図り、また、被害を最小限にとどめるため、高速自動車国道を含めた道路上の交通事故に即応できるよう、救急医療機関、消防機関等の救急関係機関相互の緊密な連携・協力関係を確保しつつ、救助・救急体制及び救急医療体制の整備を図る。

特に、負傷者の救命率・救命効果の一層の向上を図る観点から、救急現場又は搬送途上において、

医師、看護師、救急救命士、救急隊員等による一刻も早い救急医療、応急処置等を実施するための体制整備を推進する。

- 1 救助・救急体制の整備
- 2 救急医療体制の整備
- 3 救急関係機関の協力関係の確保等

第7節 被害者支援の充実と推進

交通事故被害者等は、交通事故により多大な肉体的、精神的及び経済的打撃を受けたり、又は掛け替えのない生命を絶たれたりするなど、大きな不幸に見舞われており、このような交通事故被害者等を支援することは極めて重要であることから、犯罪被害者等基本法等の下、交通事故被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進する。

自動車損害賠償保障法（昭30法97）は、被害者の保護を図る目的で、自動車の保有者側に常に賠償能力を確保させるために、原則として全ての自動車について自動車損害賠償責任保険（共済）の契約の締結を義務付けるとともに、保険会社（組合）の支払う保険（共済）金の適正化を図り、また、政府において、ひき逃げや無保険（無共済）車両による事故の被害者を救済するための自動車損害賠償保障事業及び重度後遺障害者への介護料の支給や療護施設の設置等の被害者救済対策事業等を行うことにより、自動車事故による被害者の保護、救済を図っており、今後も更なる被害者の

保護の充実を図るよう措置する。特に、交通事故による重度後遺障害者数は依然として高い水準にあることから、引き続き、重度後遺障害者に対する救済対策の充実を図る。

また、交通事故被害者等は、精神的にも大きな衝撃を受けている上、交通事故に係る知識、情報が乏しいことが少なくないことから、交通事故に関する相談を受けられる機会を充実させるとともに、交通事故の概要、捜査経過等の情報を提供し、被害者支援を積極的に推進する。

国土交通省公共交通事故被害者支援室においては、関係者からの助言を得ながら、外部の関係機関とのネットワークの構築、公共交通事業者による被害者等支援計画作成の促進等、公共交通事故の被害者等への支援の取組を着実に進めていく。

- 1 自動車損害賠償保障制度の充実等
- 2 損害賠償の請求についての援助等
- 3 交通事故被害者支援の充実強化

第8節 研究開発及び調査研究の充実

交通事故の要因は近年ますます複雑化、多様化してきており、直接的な要因に基づく対症療法的対策のみでの解決は難しくなりつつある中、有効かつ適切な交通対策を推進するため、その基礎として必要な研究開発の推進を図ることが必要である。この際、交通事故は人・道・車の3要素が複雑に絡んで発生するものといわれていることか

ら、3要素それぞれの関連分野における研究開発を一層推進するとともに、各分野の協力の下、総合的な調査研究を充実することが必要である。

また、交通安全対策についてはデータを用いた事前評価、事後評価等の客観的分析に基づいて実施するとともに、事後評価で得られた結果を他の対策に役立てるなど結果をフィードバックする必

要がある。

このため、道路交通の安全に関する研究開発の推進を図るとともに、死亡事故のみならず重傷事故等も含め交通事故の分析を充実させるなど、道路交通事故要因の総合的な調査研究の推進を図ることとする。

研究開発及び調査研究の推進にあたっては、交通の安全に関する研究開発を分担する国及び国立研究開発法人の試験研究機関について、研究費の充実、研究設備の整備等を図るとともに、研究開発に関する総合調整の充実、試験研究機関相互の連絡協調の強化等を図る。さらに、交通の安全に

関する研究開発を行っている大学、民間試験研究機関との緊密な連携を図る。

加えて、交通の安全に関する研究開発の成果を交通安全施策に取り入れるとともに、地方自治体に対する技術支援や、民間に対する技術指導、資料の提供等によりその成果の普及を図る。また、交通の安全に関する調査研究についての国際協力を積極的に推進する。

- 1 道路交通の安全に関する研究開発の推進
- 2 道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化

第2章 鉄道交通の安全についての施策

第1節 鉄道交通環境の整備

鉄道交通の安全を確保するためには、鉄道線路、運転保安設備等の鉄道施設について常に高い信頼性を保持し、システム全体としての安全性の基礎を構築する必要がある。このため、鉄道施設の維持管理等の徹底を図るとともに、運転保安設備の整備、鉄道施設の耐震性の強化等を促進し、安全対策の推進を図る。

- 1 鉄道施設等の安全性の向上
- 2 鉄道施設の地震対策の強化
- 3 鉄道施設の老朽化対策の推進
- 4 駅ホームにおける安全性向上のための対策の推進

第2節 鉄道交通の安全に関する知識の普及

運転事故の約9割を占める人身障害事故と踏切障害事故の多くは、利用者や踏切通行者、鉄道沿線住民等が関係するものであることから、これらの事故の防止には、鉄道事業者による安全対策に加えて、利用者等の理解と協力が必要である。このため、学校、沿線住民、道路運送事業者等を幅広く対象として、関係機関等の協力の下、全国交通安全運動や踏切事故防止キャンペーンの実施、首都圏の鉄道事業者が一体となって、鉄道利用者

にホームにおける「ながら歩き」の危険性の周知や酔客に対する事故防止のための注意喚起を行うプラットホーム事故0（ゼロ）運動等において広報活動を積極的に行い、鉄道の安全に関する正しい知識を浸透させる。また、これらの機会を捉え、駅ホーム及び踏切道における非常押ボタン等の安全設備について分かりやすい表示の整備や非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図る。

第3節 鉄道の安全な運行の確保

重大な列車事故を未然に防止するため、鉄道事業者への保安監査等について、JR北海道問題を踏まえて平成26年度に実施した保安監査の在り方の見直しに係る検討結果に基づき、計画的な保安監査のほか、同種トラブルの発生等の際にも臨時保安監査を行うなど、メリハリの効いたより効果的な保安監査を実施する等、保安監査の充実を図るとともに、万一大規模な事故等が発生した場合には、迅速かつ的確に対応する。また、年末年始の輸送等安全総点検により、事業者の安全意識を向上させる。さらに、運転士の資質の保持、事故情報及び安全上のトラブル情報の共有・活用、気象情報等の充実を図る。

このほか、事業者が社内一丸となった安全管理体制を構築・改善し、国がその実施状況を確認す

る運輸安全マネジメント制度については、運輸審議会答申（平成29年7月）を踏まえて事業者の取組の深化を促進するとともに、運輸安全マネジメント評価を充実強化する。

- 1 保安監査の実施
- 2 運転士の資質の保持
- 3 安全上のトラブル情報の共有・活用
- 4 気象情報等の充実
- 5 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応
- 6 運輸安全マネジメント評価の実施

第4節 鉄道車両の安全性の確保

鉄道車両に係る新技術、車両故障等の原因分析結果及び車両の安全性に関する研究の成果を速やかに技術基準等に反映させる。また、検査の方法・内容についても充実させ、鉄道車両の安全性の維持向上を図る。

- 1 鉄道車両の構造・装置に関する保安上の技術基準の改善
- 2 鉄道車両の検査の充実

第5節 踏切道における交通の安全についての対策

踏切事故は、減少傾向にあるが約1日に1件、約4日に1人死亡するペースで発生していることや、ピーク時の遮断時間が40分以上となる「開かずの踏切」が全国に500か所以上あるなど、対策の必要な踏切が多数存在しており、引き続き強力に踏切道の改良を促進する必要がある。踏切対策については、立体交差化、構造の改良、歩行者立体横断施設の整備、踏切保安設備の整備、交通規制、統廃合等の対策を実施すべき踏切道がなお残されている現状にあること、これらの対策が、同時に渋滞の軽減による交通の円滑化や環境保全にも寄与することを考慮し、開かずの踏切への対策や高齢者の歩行者対策等、それぞれの踏切の状況等を勘案しつつ、より効果的な対策を総合的かつ積極的に推進することとする。さらに、立体交差化等の従前の踏切対策に加え、カラー舗装等の当

面の対策や駐輪場整備の踏切周辺対策等も踏切道改良促進法(昭36法195)に位置づけ、ソフト・ハード両面からできる対策を総動員する。一方、道路管理者、鉄道事業者が連携し、踏切の諸元や対策状況、事故発生状況等の客観的データに基づき作成・公表した「踏切安全通行カルテ」により、踏切道の現状を「見える化」しつつ、今後の対策方針等を取りまとめ、踏切対策を推進する。

- 1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進
- 2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施（高齢者等の歩行者対策の推進）
- 3 踏切道の統廃合の促進
- 4 その他踏切道の交通の安全及び円滑化を図るための措置

第6節 救助・救急活動の充実

鉄道の重大事故等の発生に対して、避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、主要駅における防災訓練の充実や鉄道事業者と消防機関、医療機関その他の関係機関との連携・協働

の強化を図る。

また、鉄道職員に対する、自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動を推進する。

第7節 被害者支援の推進

国土交通省公共交通事故被害者支援室においては、関係者からの助言を得ながら、外部の関係機関とのネットワークの構築、公共交通事業者による被害者等支援計画作成の促進等、公共交通事故の被害者等への支援の取組を着実に進めていく。

第8節 鉄道事故等の原因究明と再発防止

引き続き、鉄道事故等の再発防止や被害の軽減に寄与するよう、迅速かつ的確な原因究明調査を行う。さらに、必要に応じて、国土交通大臣又は原因関係者へ勧告し、また、国土交通大臣又は関係行政機関の長へ意見を述べることにより、必要な施策又は措置の実施を求め、鉄道交通の安全に寄与する。また、関係者のニーズを踏まえ、特定

の事故類型の傾向・問題点・防止策の分析結果の公表や、個別の事故等調査結果を分かりやすい形で紹介する定期情報誌を発行するなどの事故等の防止につながる啓発活動を行う。

輸送トラブルに関する対策のあり方について、引き続き検討を行い、平成30年夏を目途に必要な対応策等を取りまとめる。

第9節 研究開発及び調査研究の充実

鉄道の安全性向上に関する研究開発を推進する。